コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

PEPPER FOOD SERVICE CO.,LTD.

最終更新日:2015年3月31日

株式会社ペッパーフードサービス

代表取締役社長 CEO 一瀬 邦夫
問合せ先:取締役 総務人事部長 猿山 博人 03-3829-3439
証券コード:3053
http://www.pepper-fs.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが企業価値を高めることに通じるとの考えのもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題と認識して積極的に取り組んでおります。
コーポレート・ガバナンスの強化を実現するために、迅速かつ的確な意思決定を行うための経営管理体制を確立し、更に法令遵守等を徹底するための様々な施策に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一瀬　邦夫	498,500	16.87
エスフーズ株式会社	411,000	13.91
マイルストーン　キャピタル　マネジメント株式会社	94,300	3.19
一瀬　健作	90,000	3.04
高橋　新	88,600	2.99
有限会社ケー・アイ	82,000	2.77
日本証券金融株式会社	57,900	1.95
株式会社マルゼン	52,100	1.76
フジパングループ本社株式会社	44,300	1.49
西岡　久美子	40,000	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 マザーズ

決算期　12 月

業種　小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数　100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高　100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特筆すべき事項はありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
稲田　将人	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲田　将人	○	株式会社RE-Engineering Partners 代表取締役 独立役員	複数の企業の役員、事業責任者などの経験を有し、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 また、当社との利害関係はなく、独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、独立性を保持しつつ、監査役は会計監査人より会計監査の内容や結果等について、定期的に報告を受けるほか、随時必要に応じ、会計上及び内部統制上の問題点や課題についての意見交換等も行っております。
また、監査役は、内部監査部門より内部監査の実施状況についての報告を受け、内部統制の状況を把握するとともに、内部監査部門との定期的な意見交換を行っております。なお、監査役は随時必要に応じ、内部監査部門に対して必要な助言を行い、内部監査部門との連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗原　守之	弁護士													
藤居　譲太郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗原　守之	○	弁護士（当社との取引関係はありません） 独立役員	弁護士として法務に精通しており、会社経営を総括する十分な見識を有していることから更なる監督体制の強化を図ることができると判断し、社外監査役に専任しております。また、当社との利害関係はなく、独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。
藤居　譲太郎	○	株式会社藤居事務所代表取締役社長 独立役員	外食産業の経営者として長年の経験を有し、豊富な専門知識と幅広い見識の上で最適と判断し、選任しております。また、当社との利害関係はなく、独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと 判断し、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員及び従業員の業績向上への意欲や士気を高め、株主利益を重視した事業展開を図るべく、ストックオプション制度を採用しております。今後もストックオプション等のインセンティブの付与を継続して実施することを検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を含む)及び従業員に対しては、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、また、監査役(社外監査役を含む)に対しては、コーポレート・ガバナンスの質的向上に対する取組みに期待して付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書におきまして、取締役と監査役の報酬総額をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成27年3月25日開催の第30期定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議を頂いております。
また、監査役の報酬限度額は、平成15年3月28日開催の第18期定時株主総会において年額2千万円以内と決議を頂いております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役(社外監査役)を補佐する専任担当は設けておりませんが、各種重要会議の議事録や内部監査報告書等の提出を管理本部総務人事部がおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行について
当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役1名)で構成されており、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。なお、監査役3名(うち社外監査役2名)は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督しております。
また、常勤取締役、常勤監査役、その他経営幹部で構成する経営会議を毎週開催し、出店やFC加盟などを含む重要な意思決定を行っており経営判断の健全化、スピード化を図っております。
2. 監査・監督について
・監査役
当社の監査役は、3名(うち社外監査役2名)体制となっており、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の業務執行を監査するほか、監査法人、内部監査人との連携を密におこない、会計監査及び業務監査をおこなっております。また、社外監査役の独立性については、当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じないことで確保されると考えております。
・内部監査
総務人事部3名が内部監査担当として、総務人事部以外の全ての部門を対象に必要な調査・監査をおこない(総務人事部については経理部が内部監査人となる)、監査内容、監査結果及びその後の対応について、代表取締役社長に報告されております。なお、内部監査の結果については、監査役にも定期的に報告しております。
・会計監査
会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づく会計監査を受けるとともに、重要な会計課題についても随時相談・意見交換を実施しております。なお、当社と新日本有限責任監査法人及び同法人業務執行役員との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役3名(うち社外監査役2名)が客観性や中立性の観点から運営状況を監視していることに加え、監査役と内部監査室は連携して

業務を遂行しており、業務の適正性は確保できているものと判断しているため現状の体制を採用しております。なお、平成27年３月25日より社外取締役１名を設置し、社外からの客観的な視点、意見を積極的に受け入れ、経営に対する相互牽制機能を高めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月の決算の企業であり、株主総会の集中日を回避する決算期となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上のアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ（http://www.pepper-fs.co.jp/）にて、決算短信・有価証券報告書等の投資家向けIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は透明性の高い情報開示体制の運用と維持に努め、ステークホルダーの皆様に適正な適時開示を行っていくこと基本方針としております。今後におきましても、株主様はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、積極的な企業情報の開示に取り組んでまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、「ペッパーフードサービス倫理憲章」、「リスク管理規程」などの社内諸規程の整備並びに「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。

また、全社的なリスクを統括的に管理することを、重要な経営管理の一つであると位置づけおり、各部署が　行っている各種リスクの管理状況の把握と、それらを横断的に管理、改善の審議を行う機関として「リスク管理委員会」を設置し、リスクの予防に取り組んでおります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し一切の関係を持たないことを基本方針として「ペッパーフードサービス倫理憲章」において定めております。また、同倫理憲章については全社員に配布し、その啓発に努めています。

また、総務人事部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄の警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受けること等により、体制強化に努めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特筆すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社おきましては、これまでも監査体制をはじめとして、コーポレート・ガバナンス体制の強化につき役員を中心に積極的に取組み、一定の体制を構築しているものと認識しているところでありますが、今後とも一層の体制強化を追求してまいります。

